

協議事項No. 3

浜益区デマンド型事業（道路運送法 79 条）の事業スキーム変更に伴う運行エリア等の変更について

≪協議事項≫

協議内容	デマンド型交通事業（道路運送法 79 条：交通空白輸送）のスキーム変更に伴い、運行エリア等下記の点について協議を行う ① 運行エリアの設定について ② 運行回数・運行時刻について ③ 乗降地点について ④ 運賃について ⑤ 車両について
設定理由	区内デマンド事業について、道路運送事業法第 79 条のスキームの中で事業スキームの見直し（デマンド・スクールバス・混乗事業の統合等）を行う。 令和 7 年度については、実証形式にて事業を行うことを想定。
検討経緯	≪浜益厚田線デマンド事業≫ ・平成 28 年 4 月より運行 →中央バス札幌浜益線が、利用者の減少などを理由に平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止になったことに伴い、中央バス札幌厚田線とのフィーダー線として運行。併せて、区内の循環線としても機能している。 ≪スクールバス・混乗事業≫ →平成 18 年度までは「空知中央バス（滝川市）」が浜益区内全域をバス運行していたが、赤字により撤退することとなったため、スクールバスとの一般混乗により、地域住民の交通手段を確保することとした。 【課題】 ・ヒトの確保の課題（乗務員の高齢化・他地域への移住） ・2024 問題に対する課題 ・大型 2 種免許保有者確保の課題 ・予約の仕組み（キャンセル発生）の解消 ・混乗線利用者減少に合わせた路線の見直し

《事業新旧対照表》

	現行	変更 (R7.10.1～)
路線又は営業区域	浜益区及び厚田区	同左
運行系統又は運送の区間	<p>《デマンド線》</p> <p>【浜益南北方面】</p> <p>雄冬や柏木などの各戸から幹線交通に接続または浜益温泉や診療所などまで運行</p> <p>【浜益東方面】</p> <p>浜益、柏木、川下、実田、御料地各戸から幹線交通に接続または浜益温泉、診療所などまで運行</p> <p>【厚田方面】</p> <p>浜益区内各戸から中央バス札厚線に接続</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>【北回り（登・下校）】</p> <p>幌～浜益支所～浜益小学校</p> <p>【東・南回り（登・下校）】</p> <p>滝の沢～毘砂別～浜益支所</p> <p>【浜益便】</p> <p>区内から浜益・温泉</p>	<p>《デマンド線》</p> <p>【フィーダー線】</p> <p>浜益区内各戸から中央バス札厚線に接続</p> <p>【循環線】</p> <p>浜益区内の各戸と診療所及び公共施設などまで運行</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>浜益区内全域</p>
運行日	<p>土日祝日除く平日</p> <p>《デマンド線》</p> <p>6:00～19:00</p> <p>《スクールバス・混乗線》</p> <p>7:00～19:00</p>	同左
運行回数	240 日/年	同左
乗降地点数	ドアツードア方式	同左
運賃	<p>《デマンド線》</p> <p>別表参照</p> <p>《スクールバス・混乗》</p> <p>一般：200 円/回</p>	同左

令和6年第2回石狩市地域公共交通活性化協議会協議資料

	児童・生徒：無料	
車両	≪デマンド線≫ ワゴン車1台 ≪スクールバス・混乗≫ 小型バス2台	≪デマンド線≫ ワゴン車3台 ≪スクールバス・混乗≫ 小型バス2台
運行事業体	石狩市	同左

別表

始点	終点	浜益区												厚田区			
		雄冬	千代志別	床丹	幌	群別	浜益	川下	実田	御料地	柏木	毘砂別	送毛	濃曇	濃曇及び安瀬	厚田	
浜益区	雄冬	300		400		500		600	1,000	500	600	1,000	1,100				
		150		200		250		300	500	250	300	500	550				
	千代志別	300		400		500		800	400	400	500	800	1,000				
		150		200		250		400	200	250	400	500					
	床丹	300		400		500		600	400		600	800					
		150		200		250		300	200		300	400					
	幌	400	300		400		600	300	400	600	300	400	800				
		200	150		200		300	150	200	300	400						
	群別	400	300		400		500	300		500	600		700				
		200	150		200		250	150		250	300		350				
	浜益	500	400	300		400		400	300		400	500		700			
		250	200	150		200		250	150		200	250		350			
	川下	500	400		300		400		400	300		400	500		700		
		250	200		150		200		250	150		200	250		350		
	実田	600	500		400		300		400		500	600		800			
		300	250		200		150		250		300	400		500			
	御料地	1,000	800	600		500		400		300		400	500	600		1,000	
		500	400	300		250		200		150		200	250	300		500	
	柏木	500	400		300		400		300		400	500		600		700	
		250	200		150		200		150		200	250		300		350	
毘砂別	600	500	400		300		500		300		400		500		600		
	300	250	200		150		250		150		200		250		300		
送毛	1,000	800	600		500		400		500		600	400	300		400		
	500	400	300		250		200		250		300	200	150		200		
濃曇	1,100	1,000	800		600		500		600		1,000	500		300			
	550	500	400		300		250		300		500	250		150			
厚田区	濃曇及び安瀬	1,100	1,000	800		600		500		600		1,000	500		300		
		550	500	400		300		250		300		500	250		150		
	厚田	1,100	1,000	800		700		800		1,000		700	600	400	300		
		550	500	400		350		400		500		350	300	200	150		

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 一般 次号に該当する者以外の者をいう。
 - (2) こども 中学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額(10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額)とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者